

舗装施工管理技術者 資格試験

「不正行為に対する処置」について

不正受験が明らかとなった場合は、受験の停止や合格の取り消し、さらには資格登録者の場合、登録抹消の処分を行います。

(受験の禁止等)

不正の手段によって資格試験を受け、または受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、またはその試験を受けることを禁止するとともに、2年間は舗装施工管理技術者資格試験の受験を禁止します。

(合格の取消・登録の抹消)

次の事項に該当する場合には、当該者の合格の取り消しおよび登録を抹消します。

- (1) 不正の方法によって資格試験を受験したことが明らかになった場合
- (2) 登録申請書の記載事項に虚偽が判明した場合
- (3) 資格試験制度の信用を傷つける不名誉な行為があった場合